千葉市路外駐車場の管理に関する協定書（平成２９年度）

千葉市（以下「甲」という。）とアマノマネジメントサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、平成２８年３月１６日に締結した千葉市路外駐車場（千葉市栄町立体駐車場）の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、平成２９年度における協定を締結する。

（協定の期間）
第１条　この協定の期間は、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までとする。

（指定管理料）
第２条　本施設は、利用料金収入及び自主事業による収入のみで管理運営が十分可能であると判断するため、平成２９年度の指定管理料は、０円とする。

（利益の還元方法）
第３条　第１条に定める期間において、基本協定書第６６条第１項及び第２項で定める利益が生じたときは、乙は、甲の発行した納付書により、当該年度終了後６０日以内に還元するものとする。

（疑義等）
第４条　この協定の内容について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙、協議のうえ対応するものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年　４月　１日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号
千 葉 市
千葉市長　熊　谷　俊　人

乙　神奈川県横浜市港北区菊名７丁目３番２２号
アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役　野川　文吾